

○国土交通省告示第九百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（北海道茅部郡森町字赤井川地内から同町字駒ヶ岳地内まで及び同町字駒ヶ岳地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道茅部郡森町字赤井川及び字駒ヶ岳地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道茅部郡森町字赤井川地内の大沼インターチェンジ（仮称）から同道二海郡八雲町立岩地内の八雲インターチェンジまでの延長45.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債

務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線（以下「函館名寄線」という。）は、函館市を起点として、名寄市に至る延長約500kmの路線である。函館名寄線の経由地には、本件区間の存する道南圏においては本州との玄関口である函館港を擁する函館市、道央圏においては道内最大の港湾を擁する苫小牧市及び北海道の中心都市である札幌市、道北圏においては道内第2位の人口を有しその中核となる旭川市がそれぞれ位置し、函館名寄線は、道南圏、道央圏及び道北圏の北海道の3つの経済圏を有機的に結ぶとともに、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線等をはじめとする幹線道路とネットワークを形成することにより、北海道の農業、産業、経済の振興及び連携のとれた均衡ある発展を図り、沿線市町村のさらなる生活向上、活性化に資することを目的とするものである。

広大な北海道においては、地域間の連携を強化し、農林水産業、工業、商業、観光業等の振興を図るために、沿線都市間における自動車交通の高速化が求められているところであるが、本件区間の存する道南圏は、するめいかをはじめとするいか類、すけとうだら等の水産業、にら、ねぎ等の野菜の栽培や養豚といった農畜産業等の第一次産業が盛んであり、水産物、農畜産物が函館市や札幌市の市場等にトラック輸送されている。また、函館港は北海道と本州とをフェリー航路等で結ぶ玄関口の役割を果たしており、水産品を中心に道南圏だけでなく北海道の各地域から生産物が集積され、本州へ輸送されるほか、本州からの物流や人的交流の窓口としても重要な役割を担っており、輸送される農水産品等の品質保持や安定供給のために自動車交通の高速化や定時性の確保が求められているところである。

このうち、本件区間の沿線地域では、一般国道5号が物流等において重要な役割を担っている唯一の幹線道路であるが、車線数は一部市街地を除き2車線であり、切り立った自然斜面下の海岸沿いを通過しているため、豪雨による土砂崩れ、河川の氾濫等の災害や事故による全面通行止め等の規制時においては、他に代替となる主要幹線道路もないことから、長距離の迂回を強いられている。過去の災害状況を見ると、平成18年までの32年間に計34回の通行止めが発生しており、物流のみならず人的交流や緊急輸送の観点からも代替路線の確保が求められているところである。

本件事業の完成により、道南圏と道央圏との自動車交通の高速化や定時性の確保が図られ、一般国道5号における災害発生時等の代替機能が確保されることになり、物流機能の向上や人的交流の円滑化が図られ地域間の連携が強化され、さらに、北

海道と本州との人的、物的交流の促進が図られることから、沿線地域の産業や経済の発展に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、北海道開発局が昭和63年11月に「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（昭和60年4月建設事務次官通知）に基づき環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しや上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成20年8月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における国の天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びクマガラ並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、本件区間内においては、いずれもその営巣は確認されていないこと、同様の生息環境が本件区間周辺に広がっていることなどから、これらの生息環境に与える影響は軽微であると評価されている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているエゾホトケドジョウ並びに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ及びオショロコマが確認されているが、工事期間中、濁水発生の防止を行うなど適切な措置を講じることから、これらの生息環境に与える影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が43箇所存在するが、起業者がすべての発掘調査を実施した結果、現地保存が必要な遺物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道南圏と道央圏との高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、海側を通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案に比べておおむね山側を通過するルート案及び海側と山側との双方を通り落部インターチェンジ（仮称）から八雲インターチェンジ

までの間については山間部を長く通過するルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、必要面積が最も少なく、土工バランスが良く工事の施工性も優れること、事業費が最も廉価となることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、道南圏と道央圏との間における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道5号における災害発生時等の代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、周辺市町の長及び議会議長からなる北海道渡島総合開発期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道茅部郡森町役場